

2024年7月9日

内閣総理大臣 岸田文雄様
外務大臣 上川陽子様

核兵器廃絶日本NGO連絡会

2026年核不拡散条約(NPT)再検討会議第2回準備委員会に向けた要請および質問

現在、ウクライナと中東ガザ地区の武力紛争下で、無辜の一般市民が犠牲になり、苦しんでいます。また、許されざることに、それらの紛争に関連する形で、核兵器の使用を想起させたり、広島・長崎への原爆投下を正当化する発言がロシア、イスラエル、アメリカの政治指導者から相次いでいます。このような状況にあつて、目下、核兵器の不使用を確保することが最重要の課題であると考えます。そのためにも、核兵器の非人道性に関する認識を国際的に広め、いかなる核兵器の使用又はその威嚇は許されないことを国際社会に訴えていくことが不可欠です。その点、翌年の被爆80年に向けて、日本が果たしうる役割は大きいと確信しています。

現下の国際情勢は、「安全保障のため」とする核抑止論の矛盾を浮き彫りにしています。核保有国は、核の威嚇をちらつかせながら、侵略戦争を進めています。また、大国間での競争や新興技術の台頭によって核抑止が破綻するリスクは高まっています。したがって、政府主導の「核軍縮の実質的な進展のための国際賢人会議」で発表された『議長レポート』が、核抑止が「世界の安全保障」にとって「危険な基礎」であり、「より良い長期的な解決策」が必要であると指摘しているように、核抑止からの脱却に向けた取り組みが急務であると考えます。

9月に開催される国連未来サミットやG7・G20サミット等を含め、「核兵器のない世界」を支える持続可能な多国間の安全保障のための取り組みに期待しています。

それらの中でも、核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の信頼性を高めること、とりわけNPT第6条の誠実な履行が肝要であります。被爆国である日本が、第6条の履行に向けて率先して行動するとともに、全ての核兵器国に対して、同条およびNPT再検討会議における過去の合意の履行を求めていくことが重要であると考えます。そこで、来る2026年NPT再検討会議第2回準備委員会に臨む日本政府に対して、以下の通り、要請および質問をいたします。

【要請1】核兵器の不使用について

- 核兵器国5カ国(P5)による宣言(2022年1月)を再確認し、核兵器国に対して同宣言に基づく具体的行動をとるよう呼びかけること

- 「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」ことをNPTにおいて確認するよう呼びかけること
- 「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすこと」及び「すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認すること

【質問】2010年のNPT再検討会議の最終文書では、核兵器の非人道性への「深い懸念」を示し、国際人道法を「常に遵守する」重要性が強調されました。日本政府は「防衛目的」での核兵器の使用を是認する政策をとっていると思われませんが、そのような政策は、国際人道法を「常に遵守する」と両立しますか？日本政府の考えとその理由を説明してください。

【要請2】核兵器の役割低減および核軍縮について

- 核軍備管理・軍縮に向けた米中対話を含め、核兵器国がNPT第6条の軍縮義務を履行するための対話を求めること
- 核兵器のない世界の実現に向けた当面の措置として、核兵器国による「核兵器の先制不使用」政策の採用を呼びかけること。また、核保有国間での核兵器先制不使用条約あるいは政治宣言を求める中国の呼びかけを含め、同政策の採用に向けた核兵器国間での対話を歓迎し、呼びかけること
- 核兵器国が第6条の履行に関する国別報告を速やかに提出すること及びそれらの報告について非核兵器国及び市民社会が核兵器国と双方向で議論できる枠組みの設立を求めること

【質問】核兵器の先制不使用政策について、日本政府は、「全ての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義ではない」として、反対の姿勢を示してきました。核兵器の先制不使用政策をめぐる「検証可能性」や「信頼性」という課題を乗り越えるためには対話が重要であると考えますが、同政策を議題とする核兵器国間および核兵器国と同盟国との対話を日本政府は支持しますか？

【要請3】NPTと核兵器禁止条約の補完性について

- 「核兵器禁止条約は、『核兵器のない世界』への出口とも言える重要な条約である」とNPT準備委員会における声明または作業文書にて表明すること
- 核兵器禁止条約は、NPTにおける核軍縮の取り組みを補完し、第6条の「効果的措置」であると表明すること

【質問】岸田首相は、「核兵器禁止条約は、『核兵器のない世界』への出口とも言える重要な条約である」と述べています。この日本政府の立場に照らせば、「核兵器の完全廃棄の核兵器国による明確な約束」に合意しているNPTの枠組みにおける核軍縮にとっても、核兵器禁止条約が重要な条約であると言えるのではないかと考えます。核軍縮という観点における核兵器禁止条約とNPTの補完性に関する日本政府の見解を教えてください。

【要請4】核兵器に利用可能な核物質の生産について

- 全ての締約国に対して「世界中の兵器利用可能な核物質の民生目的での生産と蓄積を削減するための取組」へのコミットメント(G7広島サミット)を求めること
- 使用済み核燃料の再処理計画を凍結することで、プルトニウム量の増加を抑制し、削減することへの日本のコミットメントを国際社会に示すこと

【要請5】核被害者援助および環境修復について

- 核被害者援助と環境修復に関する国連総会決議(78/240)の意義を確認し、全ての締約国に対して核被害者援助及び環境修復に取り組むよう求めること
- 核被害者及び被害を受けたコミュニティとの対話を始めとし、核被害者援助及び環境修復の取り組みにおける包摂的(inclusive)なアプローチの重要性を確認し、表明すること

以上